

処遇改善の取り組みについて

当法人では、職員の処遇改善のため、「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定しています。以下の基準により、それぞれ①処遇改善手当、②特定処遇改善手当、③処遇改善支援手当として、毎月支給しています。

①処遇改善手当	
支給対象者	介護保険法並びに障害者総合支援法で定める対象職員に対し支給する。
支給額 夜勤従事者	18,000円
支給額 その他の従事者	14,000円

②特定処遇改善手当	
支給対象者（介護施設）	介護保険法並びに障害者総合支援法で定める対象職員に対し支給する。
支給額（介護士） 介護福祉士 &10年以上の経験& 夜勤従事者	12,000円
支給額（介護士） 介護福祉士 &10年以上の経験or 夜勤従事者	8,400円
支給額（介護士） 介護福祉士 or10年以上の経験or 夜勤従事者	4,800円
支給額（介護士） 上記の条件を満たさない	3,300円
その他の職種	1,500円
支給対象者（障害福祉施設）	介護福祉士等の資格保有者でかつ 10年以上の経験のある
経験・技能のある障害福祉人材に 該当しない者	2,500円
障害福祉におけるその他の職種	500円

③ 処遇改善支援手当) R5年度現在

介護職員のみ

7,000円

* 介護保険法並びに障害者総合支援法による介護職員処遇改善支援補助金並びに福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の実施の間、支給するものとする。

* 支給額は介護報酬総額、障害福祉サービス等報酬総額の状況を鑑み、施設長が決定する。